

令和7年度高崎市伝統芸能等支援補助事業のご案内(備品修繕・購入)

高崎市では、古くから地域に根ざした伝統芸能活動や祭りの継承を支援するため、使用する備品の修繕及び購入に係る費用に対し、補助金を交付します。

○事業概要

1 補助対象事業者

伝統芸能活動等を行っている町内会、その他これに準ずる地域住民が組織する団体です。

2 補助対象事業

山車、御輿、獅子頭、太鼓等(これらに付随する衣裳、小物、笛を含む)の古くから地域に根ざした伝統芸能備品などの修繕又は購入に係る経費や、山車蔵の新築に係る経費。交付決定後に着手(発注)し、同一年度内に完了することが見込まれる事業とします。

【対象外事業】

※衣装のうち、半被(はっぴ)、絆纏(はんてん)類及び足袋や鉢巻きなどの消耗品類は対象外です。

※リヤカー、音響機器などの機械類等は対象外です。

※交付決定前に実施したものや発注済みのものは対象外です。

3 補助率及び補助金額

補助率は3分の2以内で、補助金額は100万円以内です。なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

※申請件数によっては、補助率が3分の2を下回る場合があります。

○申請等の手続き

1 補助金申請

市役所7階文化課、又は各支所地域振興課にある申請書様式に記入し、下記の書類を添えて、申請期限内に提出してください。申請書等は高崎市のホームページからもダウンロードできます。

添付書類:①補助事業に係る見積書(写し)、②カタログ等の参考資料、③現況写真(カラー写真)

④委任状(代表名と口座名義人が異なる場合のみ)

※初めて申請する団体は次の書類も添えてください。

⑤団体等組織の名簿、⑥団体の規約(会則)、⑦本年度の団体の活動計画及び予算書

2 申請期間

令和7年4月1日(火)から令和7年5月12日(月)まで

3 交付決定

申請書類を審査し、補助金を交付することが適当と認められた場合、補助金の交付を決定し、その旨を通知いたします。(5月下旬～6月初旬頃)

4 交付決定後の手続き

補助対象事業の着手(発注) (交付決定通知書受理後)

↓
実績報告書の提出 (事業終了後1ヶ月以内)

↓
補助金の交付 (実績報告書提出後、2週間程度)

※業者への支払い前に補助金を前金で受けたい場合は、申請の際にご相談ください。